

# ○京極町水道事業給水条例

昭和38年12月23日

条例第26号

改正 昭和41年1月19日条例第11号  
昭和48年2月28日条例第7号  
昭和49年3月15日条例第23号  
昭和50年3月17日条例第21号  
昭和55年3月18日条例第6号  
昭和56年3月18日条例第13号  
昭和57年3月19日条例第13号  
平成元年3月17日条例第9号  
平成2年6月26日条例第12号  
平成3年9月19日条例第16号  
平成7年9月26日条例第14号  
平成9年3月12日条例第5号  
平成10年3月12日条例第8号  
平成12年3月9日条例第3号  
平成13年3月12日条例第1号  
平成14年12月19日条例第28号  
平成17年3月10日条例第8号  
平成19年7月17日条例第10号  
平成26年2月28日条例第1号  
令和元年9月12日条例第9号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、京極町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供水条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (給水区域)

第2条 京極地区簡易水道事業の給水区域は、京極町字京極全域、字三崎の一部、字春日の一部、字川西の一部、字松川の一部、字大富の一部、字脇方の一部、字更進の一部、字北岡の一部とする。

### (給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために京極町長（以下「町長」という。）の施設した配水管から分岐に設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

### (給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

## 第2章 給水装置の工事及び費用

### (給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、町

長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込みその承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が、特に必要があると認めたものについては、京極町においてその費用を負担することがある。

(工事の施行)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の設計及び工事は、町長又は町長が指定する者が、施行することができる。

- 2 前項の規定により町長が指定する者が、設計及び工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査を受け、かつ、工事竣功後、町長の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条の2 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 町長は、指定給水装置工事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第8条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。なお、10円未満の端数は切り捨てる。

- (1) 材料費
  - (2) 運搬費
  - (3) 労力費
  - (4) 道路復旧費
  - (5) 諸経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
  - 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

(工事費の予納)

第9条 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更後の工事)

第10条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても京極町は、その責を負わない。

(給水の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、町長の定めるところによりあらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が京極町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため京極町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第14条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第15条 給水量は、水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置しその位置は、町長が定める。

(メーターの貸与)

第15条の2 メーターは、町長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第16条 水道利用者は、次の各号の一に該当するときはあらかじめ、町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火せんを使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第17条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、町長の指定する京極町職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第18条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことがある。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第19条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第20条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第21条 料金は、別表に定める基本料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。なお、10円未満の端数は切り捨てる。

(料金の算定)

第22条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第23条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水料が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第24条 月の中途において水道の利用を開始し、又は利用をやめたときの料金は次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1の額に100分の110を乗じて得た額とする。なお、10円未満の端数は切り捨てる。
- (2) 使用水量が基本料金の2分の1を超えるときは、1箇月として算定した金額
- (3) 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第25条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第26条 料金は、納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、町長が必要があるときは、3箇月分をまとめて徴収することができる。

(手数料)

第27条 手数料は、次の各号の区別により申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

(1) 第7条第1項の工事の設計をするとき 1件につき 200円

(2) 第7条第2項の材料の検査をするとき

種別	口径				
	25ミリメートルまで	50ミリメートルまで	150ミリメートルまで	350ミリメートルまで	
給水管	金属製品	20	40	100	200
1メートルにつき	化学製品	20	40		
水せん、弁類消火せん		20	40	120	240
1個につき					
異形管	金属製品	10	20	50	100
1個につき	化学製品	10	20		
湯沸器1個につき		10	20		
その他1個又は1本につき		30	60		

(3) 第7条第2項の工事の検査をするとき 1回につき 1,500円

(4) 第17条第2項の消防演習の立会いをするとき 1回 300円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第28条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第29条 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第30条 町長は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に定める基準に適合していないときは、給水の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。

(給水の停止)

第31条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第8条の工事費、第19条第2項の修繕費、第21条の料金、又は第27条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく第23条の使用水量の計量又は第29条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水せんを汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第32条 町長は、次の各号の一に該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が30日以上所在不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第33条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置を新設、改造、修繕又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第15条第2項のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第29条の検査又は第31条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(料金を免れた者に対する過料)

第34条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第21条の料金又は第27条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

## 第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第35条 水道事業管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 水道事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 補則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年12月10日から適用する。

附 則（昭和41年条例第11号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第7号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第23号）

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年条例第21号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第6号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第13号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第13号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の京極町水道事業給水条例の規定に係らず、施行日前から継続して供給している水道水の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成2年条例第12号）

この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項に基づく認可の日から施行する。

附 則（平成3年条例第16号）

この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項に基づく認可の日から施行する。

附 則（平成7年条例第14号）

この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項に基づく許可の日から施行する。

附 則（平成9年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の京極町水道事業給水条例の規定に係らず、施行日前から継続して供給している水道水の使用水で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお、従前の例による。

附 則（平成10年条例第8号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項の規定に基づく認可の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第28号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（料金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の京極町水道事業給水条例の規定に係わらず、施行日前から継続して給水している使用水量で、施行日から平成17年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されているものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第10号）

この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項の規定に基づく認可の日から施行する。

附 則（平成26年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の京極町水道事業給水条例の規定に係わらず、施行日前から継続して供給している水道水の使用水で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお、従前の例による。

附 則（令和元年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（使用料等の改定に伴う経過措置）

- 2 第12条の規定による改正後の京極町水道事業給水条例第21条及び第24条第1号の規定は、施行日前から継続して供給している水道水の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

別表（第21条関係）

区分	使用水量	料金
基本料金	10立方メートルまで	月額 900円
超過料金	11立方メートルから20立方メートルまで	1立方メートルにつき 90円
	21立方メートルから40立方メートルまで	〃 85円
	41立方メートルから60立方メートルまで	〃 70円
	61立方メートルから80立方メートルまで	〃 60円
	81立方メートルから100立方メートルまで	〃 50円
	101立方メートルから1000立方メートルまで	〃 40円
	1001立方メートルから	〃 30円